

官吏待遇改善に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條により提出する。

昭和二十三年一月二十一日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年一月廿四日

官吏待遇改善に関する質問主意書

一、官吏の現在の月給は生活費一ヶ月の半月分にも当らないのが平均である、之れはインフレの激化上にて誠に氣の毒である、官吏の子供達の多くは栄養失調で全く見る影も無い、改善すべきであるが、政府の所見を問う。

二、特に裁判所の官吏の宿直手当であるが、十月以後冬季間の宿直手当が一ヶ月拾貳円で火の無い所に寒さを越す次第である。木炭も求められない現状で拾貳円や木炭を求められるかどうか、現状に即したる所見を問う。

右質問に対し御答弁を要求する。